1月定例教育委員会会議録

- 1 日程 平成31年1月25日(金)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
 - 会議録署名委員の指定について
 - 前回教育委員会会議録の承認について
 - 教育長の報告について
- (1)議案
- 第1号 平成31年度 全国学力・学習状況調査への参加について
 - · · · 資料 1 (学校教育課)
- 第2号 「藤井寺市立学校における働き方改革」に係る取組み(案)について
 - ・・・ 資料2 (学校教育課)
- 第3号 平成31年度 放課後児童会 入会申請受付方法の変更について
 - · · · 資料 3 (生涯学習課)
- 第4号 藤井寺市立幼稚園の通園区域に関する規則の制定について
 - ・・・ 資料4 (教育総務課)

- (2)報告
- 第1号 教育委員会の後援名義等使用について ・・・ 資料5 (教育総務課)
- 第2号 北岡遺跡発掘調査の現地説明会開催について
 - · · · 資料 6 (文化財保護課)
- 第3号 平成31年 成人式について ・・・ 資料7(生涯学習課)
- 第4号 市立林テニスコート用地に関する精算金支払い請求事件における訴訟の 経緯及び判決結果等について ・・・ 資料8(スポーツ振興課)
- 第5号 「2019 藤井寺市民マラソン大会 実施結果」について
 - ・・・資料9 (スポーツ振興課)
- 4 出席者 教育長 多田 実

委員(教育長職務代理者)藤本 英生委員粂野 聡史委員福村 尚子委員足立 敦子

5 事務局出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育部次長、

教育部副理事兼図書館長、教育部副理事兼学校教育課長 教育総務課長、文化財保護課長、生涯学習課長、 スポーツ振興課長

- ス かーフ 振興課長
- 6 書記 教育総務課主幹兼チーフ

午前10時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育総務課長

それでは皆様お揃いでございますので、会議に先立ち、事務局から本日の傍聴者の報告をさせていただきます。藤井寺市教育委員会傍聴人規則に基づき、傍聴希望者を募集したところ、本日は傍聴希望者がおられませんでした。

それでは、教育長よろしくお願いいたします。

○教育長

只今から、平成31年1月定例教育委員会議をはじめます。 委員の皆様には公 私なにかとご多用のところ、お集まりいただきありがとうございます。過日は成人 式、また、藤井寺市民マラソン大会へのご出席ありがとうございました。実施状況 については後ほど関係課より報告させていただきます。

学校では、インフルエンザによる臨時休業も見られるようになってまいりました。 委員の皆様におかれましても、十分お気を付けいただければと思います。

それでは、本日の会議を進めさせていただきます。

はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、委員よろしくお願いいたします。 続きまして、前回平成30年12月の臨時並びに定例教育委員会会議録について、 ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

では、承認とさせていただきます。

続きまして、教育長からの報告をさせていただきます。

1点、本市における学校へのスマホや携帯の持ち込みと取り扱いについて報告させていただきます。

ご承知かと存じますが、平成30年10月13日の新聞報道に、大阪府教委は、 府内の公立小中学校で携帯電話の持ち込みを原則禁止としている方針の見直しを決 めたといった記事が見られました。

早速、本市における学校への持ち込みの状況について調査をしたところ、各小中学校ともに原則禁止、保護者の申し入れがあった場合、協議のうえ認めるという対応でございます。認めている件数は藤井寺小学校で10件、藤井寺南小、藤井寺西小、道明寺小、藤井寺中、道明寺中学校では担任が職員室等で保管、他の3小学校では音が出ないようにしランドセル内に保管するという対応でございます。 持ち込みを認めるとなれば、学校で預かる場合、紛失、盗難、破損時の補償、担任が預かったり返却したりするための時間、保管庫や保管場所の確保などの課題が考えられます。各児童生徒に保管をさせる場合、メールのやり取りなど隠れて使用して授業への集中を欠いたり、SNSにアップしたりするなど様々な問題点が考えられます。

今後、府がガイドラインを示すことになっていますが、十分検討して本市として 対応する必要があると考えています。以上、報告とさせていただきます。

それでは、議案に移ります。議案第1号 平成31年度 全国学力・学習状況調

査への参加について学校教育課長、提案説明をお願いします。

○学校教育課長

≪資料 1「平成 31 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要項」 に基づいて、要旨を説明する。≫

○教育長

ありがとうございました。 ただ今の説明について、質疑等はございませんか。

○委員

本年度の実施内容と異なる点は、どのようなところですか。

○学校教育課長

本年度は、3年に一度実施されます理科の調査がありましたが、来年度は実施されません。反対に本年度、中学校において、英語の予備調査が抽出校にて実施されましたが、来年度は全校実施となります。また出題形式について、従来は主に知識に関するA問題と、主に活用に関するB問題とで実施されておりましたが、来年度は一体的に問う形で実施されます。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。他にご質問はございますか。

○委員

英語調査の実施にあたって、「話すこと」のテストがパソコン等で行われるようですが、どのように準備されていますか。

○学校教育課長

「話すこと」の問題は、音声録音方式で実施されますので、スムーズに調査が進行できるよう、各中学校のPC端末の設定を整え、ICT環境の整備を進めております。 また、事前検証ツールを活用した検証を行い、大阪府が作成したスピーキング力

向上ツールを用いて、事前研修も実施しております。以上でございます。

○教育長

よろしいでしょうか。他にご質問はございますか。

○委員

今回から基礎分野と活用分野が今までのように分けられず、一つのテストで行われるということですが、その狙いはどのようなものですか。また、活用力応用力に慣れていないと極めて厳しい結果数値になるものと予想されますが、いかがですか。

○学校教育課長

新学習指導要領では、教科等の目標や内容について「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの柱に基づいて再整理されており、これらの資質・能力が相互に関係し合いながら育成されるものという考え方に立っております。この趣旨をふまえ、知識・活用を一体的に問う形式になったものです。

活用力、応用力につきましては、児童生徒が主体的に課題に取り組み、友達と対話を重ねながら課題を解決する力を身に着けることで培われるものであると考えます。厳しい結果になった場合につきましても、その結果を踏まえ授業改善に役立てるよう指導してまいりたいと考えております。

○教育長

よろしいでしょうか。他にございますか。

○委員

この調査は、本市ではどのように活用されていますか。

○学校教育課長

まず教育委員会では、結果から市全体の状況を分析し、教育施策の改善・充実のために活用しております。また、各校の学力や学習状況を把握するとともに、学力向上推進支援事業にて進めております各校の学力向上の取組みの改善・充実のための指導助言に活用しております。

次に各校では、調査結果から児童生徒の学力や学習状況を把握しております。さらに、調査結果の分析をもとに成果と課題を明らかにし、これまでの取組みを検証して、日々の授業改善に役立てております。以上でございます。

○教育長

ほかにございませんか。ないようですので、提案通り、平成31年度においても 全国学力・学習状況調査に参加するということでよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、議案第1号 平成31年度 全国学力学習状況調査への参加については 参加することに決定します。

続いて、議案第2号にまいります。「藤井寺市立学校における働き方改革」に係る 取り組み(案)について 学校教育課長提案説明をお願いします。

○学校教育課長

「藤井寺市における働き方改革」に係る取組みについてご説明いたします。 資料2をご覧ください。

藤井寺市における働き方改革の目的でございます。学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大している状況において、限られた時間

の中で教員の専門性を生かしつつ、授業やその準備に集中できる時間、教員自らの 専門性を高めるための研修の時間、児童生徒と向き合うための時間を確保するとと もに、学校における教員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを適正化し、教職 員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにする事で、自らの 人間性を高め、子どもたちに対してより効果的な教育活動を行う事を目的としてお ります。

この働き方改革に対する取組みについての経緯について説明させていただきます。 平成29年8月、中央教育審議会「学校における働き方改革特別部会」において教職員の長時間勤務の看過できない実態の改善に向けて、「今できることは直ちにやる」という意識を全ての教育関係者が共有し、それぞれの立場から取組みを実行するための「学校における働き方改革に係る緊急提言」がまとめられました。さらに、平成29年12月中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」がまとめられ、これを踏まえて文部科学省は、国が中心に実施していく内容をまとめ、平成29年12月26日「学校における働き方改革に関する緊急対策」として5つの点を公表し、教育委員会に対して必要な取組みの徹底を通知しております。その5つがここに書かれているものでございますが、文部科学省の「学校における働き方改革に関する緊急対策」の5つにつきましては資料2の最後の2枚がその概要となっております。参考として付けさせていただいておりますので後程ご覧ください。

平成30年3月には大阪府教育委員会より「府立学校における働き方改革にかかる取組みについて」が示され、9月には「大阪府運動部活動のあり方に関する方針」が策定されました。12月の定例教育委員会議では「藤井寺市立中学校運動部活動のあり方に関する方針」を承認していただいたところです。

本市においても国や府の通知に基づき、本市の実態を踏まえた学校における働き 方改革に取り組む必要があり、また、学校や保護者・地域に啓発していくとともに、 当面現状において実施可能な部分から早急且つ円滑に取組む必要があり、この取組 み案を承認していただきたく、ご審議をお願いするものです。

なお、「藤井寺市立学校における働き方改革に係る取組み」については、今後の国の動向や学校における取組み状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行っていきたいと考えております。

具体的な取り組み内容につきましては、わかりやすく図にしております。2枚目の裏をご覧ください。本市の「働き方改革に係る取り組み」について、図に表しております。横軸が年度、縦軸が勤務時間ということで、本市教育委員会が取り組んでいく内容をその中に記入しております。

まず、平成31年度です。働き方改革を行う上で、教員の勤務実態把握と意識づけが、まずなにより重要になっております。

まず31年度に実施を考えておりますのが「タイムカード」、「夏休みの学校閉校日」、「部活動実施時間の短縮」、「教職員の一斉退勤日」の4つでございます。

まず、タイムカードについてでございますが、いままで、自己申告による勤務時間管理簿で教員の勤務時間を把握しておりましたが、あくまでも自己申告によるもので、必ずしも実態に合ったものではありませんでした。平成30年10月15日に示された、働き方改革特別部会の中間まとめの中でも勤務時間に関する意識改革

と制度面の検討の中で、勤務時間管理の徹底が示されております。そこには勤務時間管理に当たっては、極力管理職や教師に負担のかからないようにすべきであり、服務監督権者である教育委員会等は、自己申告方式でなくICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するよう努めることが必要であるとなっております。

本市の導入するタイムカードは、職員室の出入口等に設置しICカードをかざすことで職員の出退勤が管理できるもので、教職員の負担にはならず、管理職のPCで集計されますので、比較的管理職の負担も軽減されるものと考えております。

次に、夏休みの学校閉校日でございます。

8月中旬の期間は学校業務の閑散期であり、この期間を学校閉校日とすることは、教職員の心身のリフレッシュと休暇取得の促進を図ることができるのではないかと考えております。8月12日から8月15日までの期間を、原則として児童・生徒の登校及び部活動を禁止するとともに、学習指導、進路指導、証明書発行等の業務を休止する学校閉校日というものを設定いたします。この期間は、原則として学校の教職員は不在となり、学校へのお電話やご来校には対応できないことになります。重大事故発生時等による緊急の場合に限り、本市教育委員会にお問い合わせいただき、指導主事が対応することといたします。

部活動実施時間の短縮につきましては、12月の定例教育委員会議で承認いただきましたように、本市のガイドラインに基づいて、現在学校のガイドラインを作成いただいているところです。ノークラブデーといたしまして、週2日以上の部活休養日と平日2時間、休日3時間までの活動時間の設定をしております。

次の教職員の一斉退勤日でございます。

基本的に毎週水曜日を教職員の一斉退勤日と設定し、遅くとも午後7時までに全職員が退勤します。勤務時間終了後の学校への電話は、子どもの命に係る重大事故発生等、緊急を要する場合に限り、本市教育委員会にお問い合わせいただき、指導主事が対応することといたします。

次に平成32年度でございますが、この年度は、効果検証と取組内容の改善ということで、平成31年度施行実施の後、検証を行い、運用上の不具合等について検証と改善を図り、本格実施といたします。また、働き方改革に関する必要な研修を実施し、教職員の意識改革を図っていきたいと考えております。

平成33年度でございます。引き続き、効果検証と校務支援ソフトの平成33年 9月から試行導入をする予定でございます。

具体的には、様々なデータをリンクさせ、表簿や通知を作成することができる校務支援ソフトを導入し、ICT機器のネットワークを業務内容に合わせて分離することにより、情報の漏洩を防ぐシステムを構築していきたいと考えます。

それに伴い、教職員研修により、教職員のセキュリティーに対する意識と、パソコン操作の技術向上を図っていきたいと考えております。

平成34年度につきましては、効果検証と校務支援ソフトの運用開始をいたします。タイムカード、夏休み学校閉校日、部活動実施時間の短縮、一斉退勤日の取扱いに関する効果検証をしながら、校務支援ソフトを有効に活用しこれらの取り組みを継続して実施します。また、校務支援ソフトなどのICT機器について、試行導入期間での不具合を改善し、平成34年4月から本格的な運用を開始したいと考えております。

今後についてでございますが国の動向や学校における取組み状況などを見極めながら、本市の実態を踏まえて、上記以外の取り組みについても実施可能と考えられるものは実施していきたいと考えます。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。 ただ今の説明について、質疑等はございませんか。

○委員

意見になりますが、報道などを見ていると、基本的に、業務内容は減らず、人は増えない中で、どのようにして効果のある取り組みができるのか疑問に思いますが、現状の中でできることを少しづつでも、また、教職員の勤務時間に関する意識を正しく認識するということは大切だと思います。

一つ質問ですが、タイムカードで出退勤を明確にするということだと思いますが、 集計や分析で教頭先生の業務が新たに増えることになりませんか。

○学校教育課長

現在、教職員の勤務時間の管理は、パソコンを使った手入力による勤務時間管理となっています。入力内容の確認に大変時間が必要でした。入力が、ICカードのタッチとなり、入力忘れは赤字でセルが示される等、入力内容の確認の時間軽減が考えられます。従って、現在より、教頭の業務量は減少すると考えております。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。他にご質問はございますか。

○委員

学校閉校日の休暇取得は強制ではないですね。お盆の時期はいわゆる繁忙期で、 行楽地など混雑していることが多く、費用も高くつくと聞きますが、一応の目安と いうことですか。どうしても、休暇を取らないという職員がいた場合どうするので しょうか。

○学校教育課長

8月中旬の期間は学校業務の閑散期であり、この期間を学校閉校日とすることは、教職員の心身のリフレッシュと休暇取得の促進を図ることができると考えます。本期間における教職員の勤務の取扱いは、可能な範囲で教職員に休暇の取得を促すこととしております。管理職からはできるだけ職員の休暇所得を促していただくようお願いいたしますが、どうしても休暇を取らないという職員に対しては、強制するものではございません。

○教育長

よろしいですか。他にご質問はございますか。

○委員

保護者、市民が学校に電話した場合は、留守番電話のような形になりますか。仮 に職員がいても電話はとらないということになりますか。

○学校教育課長

留守番電話などの音声案内を行う事は当面考えておりませんが、試行期間の間に 保護者、市民の方々に働き方改革についての周知が重要だと考えます。

また、職員についても、心情として、鳴っている電話を無視するわけにはいかないと考えます。試行期間の間に、この取り組みの趣旨を理解していただき、また、学校の状況を把握し今後検討してまいりたいと考えます。以上でございます。

○委員

部活動実施時間の短縮について、かつて運動部活動など学校から切り離して社会体育が担うといった議論もありましたが、特に、新学習指導要領ではどのように規定されていますか。

○学校教育課長

新学習指導要領には、総則の第5条に「特に、生徒の自主的自発的な参加による 部活動については、スポーツや文化科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、 連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質能力の育成に資するものであり、学校教育 の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際学校や地 域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団 体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにす るものとする」となっております。

○教育長

よろしいですか。他にございますか。

○委員

部活動について、例えば水泳部は道明寺中学校で、陸上部は藤井寺中学校で、柔道部は第三中学校というように三つの中学校で連携して実施すれば、子どもにとって選択の幅が広がるというメリットもあると思いますが、こうした考え方はどのように考えますか。

○学校教育課長

確かに、子どもたちにとって選択の幅は広がると思います。しかし、果たしてその学校にその部活を指導できる顧問がいるのか、また活動場所の問題、3中学校が集まることによる生徒指導上の問題、学校への移動する際の事故等の対応、公式戦の引率の問題など、クリアするべき課題が多いと考えております。

○教育長

他にご質問はございますか。

○委員

部活動指導員が一定先生の負担を担うということも聞きますが、現状と見通し、 また課題があれば教えてください。

○学校教育課長

平成29年4月に文部科学省が制度化しました部活動指導員制度は人材確保や部活動の運動方針の共有等本市の実態を踏まえた検討課題があり、現時点では導入しておりませんが、働き方改革に係って、顧問の負担軽減等に対応する上で必要になってくることから引き続き検討していく必要があるものと考えております。

○教育長

他にご質問はございますか。

○委員

教職員の一斉退勤日の設定について、初歩的な質問ですが、例えば祝日と重なった場合などは別の日に設定するということでしょうか。

○学校教育課長

毎週水曜日に設定しているのは週の中日ということや、小中学校の研究会等も実施される曜日で比較的教員が定時に学校を出やすいという日でもあるためです。祝日と重なった場合の別日の設定は、今のところ考えておりません。

○教育長

よろしいですか。他にご質問はございますか。

○委員

例えば、保護者が午後7時半以降に学校に電話をした場合、電話を取らないということでしょうか、それとも、音声案内になるのでしょうか。保護者へのおしらせ 文にある学校教育課への連絡を音声案内するということでしょうか。

○学校教育課長

原則、一斉退勤日は、7時以降学校は職員がいない状況になると考えています。 電話対応や訪問等の対応は取る事ができません。

次に、音声案内についてですが、電話機の入れ替え又は、NTT のサービス等の利用が必要になり、予算を必要とするため、音声案内を行う事は当面考えておりません。また、緊急時の連絡先については、年度当初の保護者宛通知文で教育委員会へ電話することを周知するのみとなると考えております。

○教育長

よろしいいですか。他にご質問はございますか。

○委員

校務支援ソフトの導入が平成34年度と、遅い気がしますが、もう少し早めるこ

とはできないのですか。

○学校教育課長

校務支援ソフトは業務に便利さをもたらすものでございます。ただ、システムの性質上、個人情報を一括管理するため、市内全校の個人情報が1ヶ所に集約され、コンピューターウイルスやハッキングによる情報漏洩を起こした場合、被害は甚大になることが想定されます。次に、情報漏洩を防止するためには、資産管理ソフトこれは、パソコンに関係する作業を制御するソフトですが、インターネットとのネットワーク分離が必要になり、これは業務に、「安心と不便さ」をもたらします。

市教委としては、この「便利さ」と「安心と不便さ」のバランスをどの位置でとるのか決める必要があります。これは市教委としてのセキュリティーポリシーの策定を必要とします。

また、情報漏洩を防止するシステムには、様々なシステムがありかつシステムを構築する技術は日進月歩で、どのシステムが本市に一番適合するかの選定には、時間を必要とします。業者選定についても、価格面だけで選定することは難しく、プロポーザル形式をとらざるをえません。従って、平成34年でも時間が足りないのが実状で、早めることは難しい状況です。

○教育長

他にご質問はございませんか。ないようですので、ただ今の質疑を踏まえ、教育長・教育委員で少し審議を行いたいと思います。

ご承知のように、教職員の長時間に及ぶ時間外勤務が全国的に問題になっています。国においても中教審に諮問し提言を受ける形で、対応策を示していますが、基本的に、業務量は減らず、人は増えないという状況です。しかし、これまで教員の自主的な時間とされていた部活動の時間や教材研究や教材準備の時間が勤務時間の対象として扱われるようになりました。新学習指導要領への対応など教育課題が山積する中で、教育の質を低下することなく、働き方改革に取り組むことは容易なことではありません。しかしながら、何もしないというわけにはいきません。そこで、本市の実態を踏まえ、できるところから取り組んでいきましょうというのが今回の提案だと思います。それでは、ご意見等、よろしくお願いいたします。

〇委員

タイムカードについては、勤務時間を意識することで、仕事も優先順位を考えたり、効率的に取り組むことにつながったりすると思われるので、いいことかと思います。

○委員

ただ、集計や分析で教頭先生への負担が大きくなることはないとのことでよかったと思います。それでなくても教頭の業務量は大変多いと聞いていますので。

○委員

学校閉校日、部活動時間の短縮、教職員の一斉退勤日の設定とありますが、これ ら3つはいわば教職員の勤務時間を制限するものと思われます。業務の内容が減る ものではないので、持ち帰って業務をするということなら、本来の解決策とは言えないですね。やはり、業務量の内容の集約、学校行事の見直しなども併せて取り組む必要があると思います。

○委員

人が増えないということですが、地域連携による社会人活用の拡充や学生ボラン ティアの活用など、できる範囲でさらに取り組みを進める必要がありますね。

○委員

やはり、作業を効率化し、教育の質も高まるという視点で、ICTの充実は非常に重要だと思います。働き方改革によって教育の質が低下してはいけません。校務支援ソフトだけでなくデジタル教科書はじめ教員の作業が縮減するとともに教育活動の充実を図るためにもICT環境の充実は必要だと思います。

○委員

いろいろ課題はありますが、何もやらないと何も変わらないと思います。提案のように施行実施という入り方は円滑に進めるうえで、いい方法だと思います。とにかくできるところからやってみて、やりながらより良いものを追求していくということでいかがでしょうか。

○教育長

ありがとうございます。まとめていただいたようなご発言だったと思います。特に、提案に問題点があるというようなご意見はなかったように思います。ということで、提案通り承認ということでよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、議案第2号「藤井寺市立学校における働き方改革」に係る取り組みについては提案通り、承認します。

では、次にまいります。議案第3号 平成31年度放課後児童会 入会申請受付 方法の変更について、生涯学習課長提案説明をお願いします。

○生涯学習課長

放課後児童会については、学校と協議して教室を確保するなど、これまで待機児童を生じさせることのないよう運営をおこなってまいりましたが、近年、入会を希望する児童が急増しており、教室が確保できた場合でも、指導員の確保が追い付かない状況にあります。本年度の状況でも、年度途中に指導員の一定数の退職があり、その確保に苦慮しているという状況でございます。

お配りしております資料1のプリントに記載しているとおり、次年度の放課後児 童会については、市内全体で全18学級開設しようと考えております。 その場合、指導員数は最低73名必要となりますが、現時点で6名が不足しております。不足する指導員については、4月までに確保できるよう現在、取り組みを進めておりますが、この状況で、希望する児童全員を受け入れることは、更なる指導員不足に陥る可能性が高いことから、次年度は、これ以上の学級の開設は困難であると考えております。

この場合、定員を大幅に上回る入会希望児童があった場合、待機扱いとせざるを得ないことから、資料2でお配りしております児童の学年や保護者の就労事情等を勘案して優先順位を定めた事務取扱要領により、入会を決定したいと考えております。

また、このように変更する場合には、徹底した周知が必要であることから、お配りしている資料3を全小学校児童の保護者に配布いたしますとともに、広報紙やホームページにも掲載し、周知に努めたいと考えております。

以上が、放課後児童会の入会申請方法の変更を予定している点でございます。

○教育長

今の提案は、待機児童を出さざるえない状況にあるということでの取扱いでの提案でございました。ただ今の説明について、意見はございませんか。

○委員

放課後児童会は、共働き世帯など、放課後に保護者が不在となる世帯にとっては、 とても大切な事業だと思います。今回、待機児童を生じさせる可能性が出てきてい るわけですが、入会希望児童全員を受け入れられない要因は指導員不足にあるとの 説明を先程受けました。担当課では、指導員の確保について、これまでどのように 取り組んで来られましたでしょうか。

○生涯学習課長

お答えします。入会児童の増加に合わせ、指導員も増員してきましたが、勤務されている指導員のうち、ご家庭事情などで退職されるかたも一定数おられます。以前でしたら、こうした指導員の補充は、広報紙に求人記事を掲載することで、確保できておりましたが、近年はその補充が追い付かず、ハローワークへの求人依頼や、新聞折り込み広告に求人記事を掲載するなどの措置を講じてきました。本年度は、それでも確保がままならない状況にありましたので、チラシを作成し、学校を通じて保護者に配布したり、ポスターを掲示するなど、指導員の確保に取り組んでまいりましたが、それでも満足に確保できているとは、言いづらい状況にあります。

担当課といたしましては、この状況を生じさせている1つの要因に、時間給などの処遇の低さがあると考え、人事担当と処遇改善を協議いたしましたが、この結果、次年度には、一定の処遇改善がされる予定ではございます。

しかし、それでもなお、近隣自治体と比べ、当市の指導員の時間給が低い、といったことが現状でございます。

このことから、指導員の大幅な確保は困難と思われ、今回の入会決定方法を導入しようとするものです。

○教育長

よろしいですか。他にございませんか。

○委員

事務取扱要領を拝見すると、低学年児童優先、また勤務時間の長い保護者が優先されていると受け止めています。高学年児童については、授業終了時間が遅いため、学期中は放課後児童会の必要性は感じないが、夏休みなど、学校の長期休業中には放課後児童会に入会させたいという保護者ニーズがあると思われます。夏休み期間のみの入会申請などは、どのように取扱われるのでしょうか。

○生涯学習課長

お答えします。入会申請受付期間が過ぎた後も、定員に空きがある状況であれば、随時入会することが可能です。よって、夏休み前に入会申請をした場合、その児童会が定員を満たせていなければすぐに入会でき、夏休み終了後に退会することも可能です。しかし、定員に空きがない状況では、待機扱いとなり、すぐに入会することができません。よって、保護者が希望する夏休み期間に入会できない可能性がございます。

○教育長

他にございませんか。

保育所では待機児童がいる状況だと聞きますが、その状態が小学校に上がってくるということで、放課後児童会もいっぱいになるというのが予想されます。できれば、待機児童を出さないように努力してほしいと思いますが、やむを得ない状況でもあると思います。今後、引き続き対応策を検討していただくようお願いし、今般については、提案通り承認ということでよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、議案第3号平成31年度 放課後児童会 入会申請受付方法の変更については提案どおり、承認します。

では、次の議案にまいります。議案第4号 藤井寺市立幼稚園の通園区域に関する規則の制定について教育総務課長 提案説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、議案第4号 藤井寺市立幼稚園の通園区域に関する規則の制定についてご説明申し上げます。

藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画(前期計画)が策定されたことを受けまして、昨年の12月議会で、藤井寺市立幼稚園条例の一部改正についての議案が議決されました。今回の規則の制定は、それを受け、それぞれの幼稚園の通園区域を定めようとするものでございます。

資料4をお願いします。幼稚園の統合につきましては、藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画(前期計画)のとおり、段階的に実施することになりますので、幼稚園区につきましても、段階的に設定していくことになります。

まず、4ページに記載している別表をご覧ください。

この表は今年度末で川北分園が廃園された後の、平成31年4月1日時点での幼稚園7園と野中分園の通園区域になります。藤井寺南幼稚園野中分園と藤井寺西幼稚園の園区に居住し、入園を希望する4歳児については、翌年統合される藤井寺南幼稚園を選択することもできますので、そのことはこの表の下の備考(1)(2)に記載しています。

同じように、道明寺東幼稚園区に居住し、入園を希望する4歳児については、道明寺幼稚園又は道明寺南幼稚園を選択することができることを(3)に記載しています。

続きまして、附則第2項の別表は、平成32年4月1日時点の状況で、藤井寺南 幼稚園野中分園と藤井寺西幼稚園の園区は藤井寺南幼稚園の園区に、道明寺東幼稚 園の園区は道明寺南幼稚園の園区に統合されています。旧道明寺東幼稚園区に居住 され、入園を希望する4歳児については、通園距離を考慮して道明寺幼稚園又は道 明寺南幼稚園のいずれかを選択できるように、備考に記載しております。

また、藤井寺北幼稚園区に居住し、入園を希望する4歳児については、入園の際に、翌年統合される藤井寺幼稚園も選択できることを備考に記載しています。

附則第3項の表をお願いします。こちらの表は平成33年4月1日以降の状況で、 藤井寺北幼稚園と藤井寺幼稚園の統合に伴い園区も統合しており、前期計画の最終 形となっています。

幼稚園の通園区域につきましては、これまで、小学校に併設されていたことから、小中学校の通学区域と一緒に「藤井寺市立小・中学校及び幼稚園の通学区域に関する規則」で定めておりましたが、今回の幼稚園再編にあたりまして、小中学校と幼稚園を分けて、規則を制定する必要があります。小中学校の通学区域に関しては、今回内容に変更はございませんが、規則名の変更と合わせて、文言の修正を行いたいと考えており、そちらにつきましては、資料の後半に新旧対照表を添付しておりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。幼稚園条例の改正に伴う措置ということでの提案説明 でございました。ただ今の説明について何かご質問等はございますか。

○委員

保育所には園区は設けられていないと聞いています。幼稚園においても園区を取っ払ってはどうかという意見を聞いたことがありますが、この点はいかがでしょうか。

○学校教育課長

保育所は自動車・バイク等での送迎を許可しており、施設もそれに対応しております。しかし、幼稚園は原則、徒歩での通園となっており、施設は自動車・バイク等での送迎に対応しておりません。また、仮に申し込みが特定の園に集中したり、

逆にきわめて少ない園が生じた場合、望ましい保育活動ができなくなる恐れがあります。もう一点、学校と同様、地域と一体になった教育を展開するうえで、支障が出るものと考えられます。以上でございます。

○教育長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

○委員

平成32年度から統合が始まり、32年度は5園、33年度4園ということですが、道明寺幼稚園の園区の表記を見ると、旧道明寺東幼稚園区は示されておりません。基本は道明寺南幼稚園との統合だから道明寺幼稚園には示されていないということでしょうか。通園距離上の配慮から保護者に選択を認めていると思いますが、今後も道明寺幼稚園に就園する園児が多いと見込まれます。園区は地域社会との関連性もあり、地域社会とのかかわりが積み重ねられていくと思います。欄外に示すというよりも正式な園区として示すという考え方もあるものと思われます。同じ地域が複数の幼稚園区になるような示し方は混乱を招くということなら、重複する地域には印を付け、欄外に注意書きで調整区域であることを示すような表記の方法もあると思いますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長

今回、議案として提出しています通園区域に関する規則は、藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画(前期計画)が策定されたことを受け制定しようとするものでして、計画にそって、幼稚園の園区も統合するものでございます。

表記の方法につきましては、他市の状況も確認した上で関係部局とも規則の表し 方について調整した結果、今回のような形になったものでございますので、ご理解 賜りますようお願いします。

○教育長

ありがとうございました。他にご質問、ご意見等はございますか。表記の仕方についても説明がございました。提案通り承認ということでよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

では、議案第4号 藤井寺市立幼稚園の通園区域に関する規則の制定については、原案の通り承認します。

それでは、引き続き報告案件にまいります。

報告第1号 教育委員会の後援名義等使用について 教育総務課長お願いします。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等の使用につきまして、平成30年12月に使用承認の専

決処理をした事業は、4件でございました。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等に関する規程第3条第2項に基づき報告させていただきます。

○教育長

ありがとうございました。ただ今の報告について、ご質問等はございますか。よ ろしいでしょうか。ないようですので、次に参ります。

報告第2号 北岡遺跡発掘調査の現地説明会開催について 文化財保護課長お願いします。

○文化財保護課長

それでは、報告第2号「北岡遺跡発掘調査の現地説明会開催」について報告させていただきます。

お手元の資料 6 をお願いいたします。報告資料の後ろに付いている A3 両面の資料が当日の配布資料でございます。

昨年10月から藤井寺市岡2丁目地内で行っておりました今回の北岡遺跡の発掘調査につきましては、大きな発見として「室町時代の溝」が見つかりました。

この貴重な成果を公表するため、一般の方を対象として、去る平成30年12月23日(日)、「午後1時から4時まで」ということで、現地説明会を実施いたしました。

当日は4回にわたり、担当職員が、発見された室町時代の溝の内容とその意義を 中心に説明をさせていただきました。

当日、説明会に参加された方の人数は約210名でございました。

参加者は、現地を熱心に見学されていまして、成果を目の前にして「改めて歴史に興味がわいた。」、「地面の下にこんな大きな溝があることに驚いた。」など多くの好意的なお声もいただきました。ちなみに調査の方ですけれども、今月の初旬をもって終了しております。

以上、報告とさせていただきます。

○教育長

ありがとうございました。ただ今の報告について、何か質問等はございますか。

○委員

この北岡遺跡ですが、今回実施された発掘調査と過去に実施した近接の調査とで、 その関連性や連動性等は確認できましたか。確認されている場合、その確認された 内容とはどのようなものでしたか。

○文化財保護課長

お答えいたします。過去の周辺の調査では、これまでも中世の溝や井戸が見つかっておりまして、それらが今回の調査地まで広がっていることが確認できました。 このことは当時の土地利用形態を知るうえで、貴重な成果となりました。

また、北岡遺跡の溝については、屋敷地を囲うためのものであろうとされていましたが、今回の調査で、溝の形態などさらに明確になり、その可能性を高めるものとなったものでございます。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。よろしいですか。他にございませんか。

○委員

今回の発掘調査では、室町時代の大きな溝が発見されたことが大きな成果である、 とのことでしたが、この溝以外の発掘成果はどのようものがありましたか。

○文化財保護課長

お答えいたします。溝の他に特筆すべき成果といたしましては、多くの井戸が見つかったことが挙げられます。大小様々な大きさがあり、全部で28基ほど見つかっております。なぜ、多くの井戸が集中するように掘られたのかは、今後の研究課題となっております。以上でございます。

○教育長

ほかに、よろしいでしょうか。ないようですので、次にまいります。 報告第3号 平成31年 成人式について 生涯学習課長お願いします。

○生涯学習課長

平成31年1月14日実施の藤井寺市成人式について報告致します。

お手元の資料をご覧ください。今年の本市における新成人の該当者数は、男性369名、女性344名の計713名でございました。

当日の新成人出席者数は、男性259名、女性251名の計510名で、出席率71.5%でした。例年と比較しましても大きな差もなく予想通りの参加人数でした。

運営に関してですが、こども・健康部からも多数の応援をいただき、大きな混乱もなく無事に式典自体は実施することができました。しかし、片付け等も終了し職員の解散後に、一部の新成人が酒に酔い、トラブルを起こして警察が出動したという情報も入っております。来年以降、近隣の住民の方々等に迷惑をかけないように、事前啓発をこれまで以上に実施する必要があると考えております。以上、簡単ではございますが報告とさせていただきます。

最後になりましたが、委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご臨席いただきまして誠にありがとうございました。この場をお借り致しまして、御礼を申し上げます。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご質問等はございますか。

○委員

トラブルがあったということですが具体的なことはわかりますか。また、被害を受けた方はおられるのですか。

○生涯学習課長

職員の解散後に、一部の新成人が酒に酔い、仲間内で喧嘩が起きました。現場に残っていた数名の職員、喧嘩をしている新成人の仲間が仲裁に入りましたが、掴み合ったまま近隣の住居フェンスに押し付けたり、大声で叫び続けたりとおさまる様子ではなかったので、警察に連絡を入れました。警察が来てからは、落ち着いたようですが他の新成人が道路で嘔吐するなど、近隣住民及び店舗に迷惑をかけたようです。また、その後警察署に問い合わせたのですが、被害者・加害者がいないということでした。つまり、当事者がその場にはいなかったので、早々に解散させるだけだったという報告をうけております。以上でございます。

○委員

近隣の住民の方や店舗さんにとっては、大変迷惑なことでした。来年以降の対策 については何か考えておられますか。

○生涯学習課長

アルコール類の持ち込み禁止については、案内葉書や広報でも周知しておりますが、施設近隣での飲酒行為等を自粛するような啓発を強化する必要はあります。警察等、関係部局の助言もいただきながら、このような事案が再発しないよう事前周知により一層力をいれたいと考えております。

○教育長

今の件対応よろしくお願いします。

他によろしいでしょうか。ないようですので、次に参ります。

報告第4号 市立林テニスコート用地に関する精算金支払い請求事件における訴訟の経緯及び判決結果等について スポーツ振興課長お願いします。

○スポーツ振興課長

スポーツ振興課から、「市立林テニスコート用地に関する精算金支払請求事件における訴訟の経緯及び判決結果等について」ご報告させていただきます。資料番号は8番となります。

本件につきましては、平成29年1月25日の定例教育委員会会議の場におきまして、議決案件としてご提案し、委員会のご承認をいただきました、「市立林テニスコート用地に関する土地(建物)賃貸借契約の解約に関する合意書の規定に基づく賃貸料の返還請求における訴訟提起」に関しまして、平成31年1月25日現在に至る経緯並びにその判決結果等につきましてご報告するものでございます。

本件は、平成23年12月1日に締結されました、市立林テニスコート用地に関する土地(建物)賃貸借契約の解約に関する合意書第4条に規定する賃貸料の返還請求について、本市が地権者に対し、その支払いを繰り返し求めてまいりましたが、応じることがなかったため、訴えによりその支払いを求めたものでございました。

当委員会の承認を受け、平成29年3月24日の第1回定例市議会において、議 案第12号「訴えの提起について」として可決され、同年5月2日に本市顧問弁護 士である中川弁護士を本市原告の訴訟代理人として羽曳野簡易裁判所に訴状を提出 し、同日付で受理されました。

その後、同年6月23日の第1回公判から、12月8日の第4回公判まで、羽曳

野簡易裁判所にて公判が行われましたが、この後、本件訴訟は大阪地方裁判所堺支部に移送されることとなりました。

平成30年1月29日、大阪地方裁判所堺支部におきまして、第5回公判が開廷。 以降、同年10月3日の第11回公判まで継続されることとなります。

そして、同年11月28日に本訴訟に対する判決の言い渡しがあり、その判決主 文をお手元の資料に掲げております。

この判決を受け、当初本市が賃貸料の返還金として請求していた、130万63 13円に対し、32,258円減額判決となったため、本市側より控訴を提起する かどうかという今後の訴訟方針を決定することが必要となり、平成30年12月5 日に、当該訴訟に対する訴訟対策会議を開催し、協議の結果、一審判決に対する控 訴は行わない方針となりました。

その後、控訴期限となる12月12日満了時点において、相手側からの控訴の提起もなかったため、この一審判決が確定したものでございます。

以上のことを受け、中川弁護士と相手側とで直接電話連絡を行い、判決確定の日をもって精算金を支払わせていただくという旨の相手側の意思の確認が取れ、中川弁護士及び総務部総務課とも調整を行ったうえで、相手側に対し、平成30年12月20日付けにて、精算金の請求書及びその納付書を簡易書留郵便で発送いたしました。翌日21日に相手方に送達されている確認もしております。

そして、平成31年1月7日付け、本市の収入内訳書におきまして、相手側が平成30年12月25日付けにて市内の金融機関を通じて請求金額が振り込まれたという確認が取れたものでございます。以上、ご報告といたします。

○教育長

ただ今の報告について、何かご質問等はございますか。

○委員

提訴から判決まで時間がかかっているように思いますが、何か理由があるのですか。

○スポーツ振興課長

第1の理由として、公判中に被告のお一人が死去されたことに伴って、裁判を誰が継承するのか、相続するか否か、でございますが、それを確定させるための期間、およそ3ヵ月を必要といたしました。

第2に、当初、本市は羽曳野簡易裁判所に提訴したが、反訴によって、請求する 金額が簡易裁判所の取り扱う金額、原則140万円となっております、これを超え たことから、大阪地方裁判所堺支部へ移送されたこと等によると考えられます。

○教育長

よろしいですか。他にございませんか。

○委員

一部認容、32,258円の減額となった理由は何ですか?

○スポーツ振興課長

当時、林テニスコートには、本市が公共施設循環バスのバス停を設置しており、 契約解除に伴うバス停の取り扱いについて、本市側、先方側の双方の意見、考えの 相異から、賃貸借契約解約合意の明渡し期限である平成23年12月31日を超え て、平成24年1月20日までの20日間、当該土地の上にバス停の標識が設置さ れていた事実がございました。

裁判所の判断では、このことは賃貸借契約解約合意の明渡し義務の履行の遅延があったものとして、バス停標識設置部分の賃料相当5万円に、実際の占有の期間31日分の20日分である32,258円の相殺を認めたためでございます。

○教育長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

○委員

一部認容についてなのですが、なぜ本市として控訴しないのですか。

○スポーツ振興課長

今回の判決で、本市側の主張は「バス停の移設時期が遅れることについて、事前に被告側に伝えた上で契約解約の合意に至った」と主張した点を除き、ほぼ認められた一方で、相手方の反訴請求はすべて否定されました。

この本市の主張が認められなかった部分は、口伝えでしかない上に時間が経過している状況のため、立証上の制約からこれ以上の事実認定の獲得は困難であること、また、本市の請求額から減額された部分については、裁判所がバス停の標識を移設した日付までの明渡し義務の履行遅延を認めたのは事実であり、やむを得ないと考えること、これらのことから、今回の裁判所の判決で収めることを良しと判断したものでございます。

○教育長

よろしいでしょうか。ないようですので、次に参ります。

報告第5号 「2019 藤井寺市民マラソン大会 実施結果」について スポーツ振興課長お願いします。

○スポーツ振興課長

スポーツ振興課より「2019 藤井寺市民マラソン大会 実施結果」について報告させていただきます。資料9をご覧ください。

今年度で6回目の開催となりました、「2019 藤井寺市民マラソン大会」につきましては、去る1月20日(日)に、船橋河川敷野球場を発着地点として、石川河川敷サイクルロードを往復路とするコースで、全10部門を順次開催いたしました。

当日は小雨が降り続き、決して良いコンディションではございませんでしたが、 応援スタッフ等関係者の方々のご協力により、重大な事故等もなく、最後まで無事 終了することができました。

今年度の大会につきましても、ジョギングの部及びファミリーの部を除く全ての 参加者の記録を、ICタグを用いて計測し、その結果をお手元の資料にご用意させ ていただきました。

なお、参加者の記録に関しましては、本日午前10時から藤井寺市のホームーページに掲載させていただいております。

ホームページへの掲載方法につきましては、各部門3位までの入賞者につきましては、ゼッケン番号と記録と氏名を、4位以下の選手につきましては、ゼッケン番号と記録を掲載しております。

以上で「2019 藤井寺市民マラソン大会 実施結果」についての報告とさせていただきます。

○教育長

ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご質問等はございますか。 よろしいでしょうか。では、この件は終わらせていただきます。

以上で、本日、予定していた案件は終了となりますが、本日の会議全体を通して、なにかご発言があれば、よろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

では、以上をもって、1月定例教育委員会議を終了させていただきます。円滑な 進行にご協力いただきありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午前11時20分